

2022 年 8 月 4 日

日医標準レセプトソフトご利用医療機関御中

(株)エネルギア・コミュニケーションズ

日レセサポート担当 山本

TEL：0120-957-706

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 73）」について

平素は弊社サービスをご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

2022 年 7 月 28 日に厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱いについて（その 73）」が発出されました。

SARS-CoV-2 抗原検査の算定について、疑義が記載されております。ご確認ください

問 1 SARS-CoV-2 抗原検出（定性）について、「発熱外来における抗原定性検査キットの配布等について」（令和 4 年 7 月 21 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。以下「7 月 21 日事務連絡」という。）において、診療・検査医療機関において外来受診前に抗原定性検査キットを配布する体制 について示されているが、当該検査キット等を用いて患者自身が検査を実施し、検査結果を持参した場合であって、当該検査結果に基づき保険医療機関において医師が診療を行い、基本診療料等を算定する場合、検体検査実施料及び 検体検査判断料は算定できるか。

（答）いずれも算定できない。

問 2 SARS-CoV-2 抗原検出（定性）について、7 月 21 日事務連絡において、都道 府県等から無償譲渡された抗原定性検査キットを用いて、診療・検査医療機関 において医師が必要と判断し、検査を実施した場合、検体検査実施料及び検体検査判断料は算定できるか。

（答）「疑義解釈資料の送付について（その 91）」（令和 4 年 2 月 3 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）のとおり、算定して差し支えない。

（以下略）

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱いについて（その 73）」は、弊社ホームページからもご確認ください。

以上

※本資料は弊社ホームページ（<https://eorca.sakura.ne.jp/>）にも掲載しております。